

宿泊施設の新たな活用に向けた客室等の環境整備支援事業の受付を開始します

東京都では、宿泊施設の新たな需要を開拓するとともに、人流の抑制を図るため、宿泊事業者が企画する新たな滞在プランの提供に係る環境整備の取組を支援します。この度、補助金の交付申請の受付を開始することになりましたので、お知らせします。

事業の概要

- (1) 補助対象施設 旅館業法の許可(旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業)を受けて、都内で営業している宿泊施設
- (2) 補助対象 宿泊者の新たな滞在ニーズに対応するために行う客室等の環境整備に要する経費

宿泊プラン例	整備例	整備例
・長期滞在プラン ・大画面で映画鑑賞プラン ・〇〇の生活体験プラン ・〇〇の世界を体験できるプラン 等	・ユーティリティルームの整備	ビデオプロジェクター、ホームシアター音響システム、マッサージチェア等の備品・
	・ランドリールームの整備	消耗品(単価5千円以上30万円未満)
	・ルームシアター設備導入	機器の保守管理費用等の委託費
	・フィットネス機器導入	壁紙の張替え等の改修費
	・テーブル、椅子等の整備	機器レンタル料等の賃借料
	・壁紙、照明等の室内改修 等	

- (3) 補助対象期間 交付決定日から令和4年1月14日まで
- (4) 補助限度額 100万円または対象経費の3分の2のいずれか低い額
- (5) 申請受付期間 令和3年6月24日(木)から令和3年11月15日(月)まで【必着】

【申請方法及び申請先】

必要書類をご準備の上、下記宛先までご郵送ください。

(提出先)東京都 産業労働局 観光部 受入環境課 受入環境調整担当 宛

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎 19階

詳細について

※産業労働局観光部 HP の募集要領、申請様式等をご覧ください。

URL: <https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/tourism/kakusyu/new-utilization/>



【問い合わせ先】産業労働局 観光部 受入環境課
電話 03-5320-4881